



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則	都市局未来都市推進課	1
規則	神戸市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	福祉局障害者支援課	4
告示	指定納付受託者の指定(復建調査設計株式会社)	建設局王子公園再整備課	18
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 舞子浜1号線)	建設局道路管理課	19
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	20
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	22
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ)	行財政局税務部市民税企画課	25
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(小東台東自治会ほか)	地域協働局地域活性課	26
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	28
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	29
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	30
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	31
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	32
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出((仮称)マルアイ長田店)	経済観光局経済政策課	33
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ロイヤルホームセンター東灘魚崎)	経済観光局経済政策課	35
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(研究学園4団地建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	37
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(フォリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	38
公告	開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷町ほか)	都市局都市計画課	39
交通局	身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	40
選挙管理委員会	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局	42

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第23号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）、（2） [略] <u>（3） 附則第5項の規定 令和8年4月1日</u> 2～4 [略]	附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）、（2） [略] 2～4 [略]

5 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2のミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会の項を削る。

別表1

名称	担 任 事 務
[略]	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	[略]
ミュージアム ロード アイデアコン ペ審査委員 会	ミュージアムロード アイデアコンペの審査に 関すること。

別表2

名称	定 数	任 期	会 長
[略]	[略]	[略]	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	[略]	[略]	[略]
ミュージアム ロード	5 人	委嘱の日 から令和	委員の互 選により

別表1

名称	担 任 事 務
[略]	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	[略]

別表2

名称	定 数	任 期	会 長
[略]	[略]	[略]	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	[略]	[略]	[略]

アイデアコ ンペ審査委 員会		8年3月 31日まで	選任する 者
----------------------	--	---------------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第24号

神戸市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市身体障害者福祉法施行細則（平成15年3月規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（徴収する費用等） 第5条 法第18条第1項又は第2項の規定による行政措置を受けた者（以下「被措置者」という。）及びその扶養義務者から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額（以下「徴収金の額」という。）は、<u>施行令第30条第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。</u>	（徴収する費用等） 第5条 法第18条第1項又は第2項の規定による行政措置を受けた者（以下「被措置者」という。）及びその扶養義務者<u>（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいい、被措置者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（被措置者の年齢が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）か</u>

ら法第38条第1項の規定により徴収する費用の額（以下「徴収金の額」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第10項に規定する施設入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立訓練」という。）を利用しつつ支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。以下「自立訓練」という。）及び同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）又は同条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を利用する場合 別表第1号に定める額

(2) 支援法第5条第6項に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練及び就労移行支援又

	<u>は就労継続支援を利用する場合</u> <u>別表第2号に定める額</u> <u>(3) 支援法第5条第2項に規定する</u> <u>居宅介護（以下「居宅介護」とい</u> <u>う。）</u>、<u>同条第3項に規定する重度</u> <u>訪問介護（以下「重度訪問介護」と</u> <u>いう。）</u>、<u>同条第4項に規定する同</u> <u>行援護（以下「同行援護」という。）</u>、 <u>同条第5項に規定する行動援護</u> <u>（以下「行動援護」という。）</u>、<u>同</u> <u>条第8項に規定する短期入所（以</u> <u>下「短期入所」という。）又は同条</u> <u>第15項に規定する共同生活援助</u> <u>（以下「共同生活援助」という。）</u> <u>を利用する場合 別表第3号に定</u> <u>める額</u>
2 福祉事務所長は、被措置者及びその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）に特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に定める額以下で福祉事務所長が適当であると認める額を徴収金の額とすることができる。	2 福祉事務所長は、被措置者及びその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）に特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に定める額以下で福祉事務所長が適当であると認める額を徴収金の額とすることができる。
3 [略]	3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																																							
		別表（第5条関係）																																							
		(1) 第5条第1号に掲げる場合																																							
		ア 被措置者																																							
		<table><tr><th colspan="2">対象収入額等による階層区分</th><th rowspan="2">徴収金の基準月額（単位 円）</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>定義（単位 円）</th></tr><tr><td>1</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（単給世帯に係る者を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。）の受給者（以下「被保護者等」という。）</td><td>0</td></tr><tr><td>2</td><td>1 270,000以下</td><td>0</td></tr><tr><td>3</td><td>階 270,001から280,000まで</td><td>1,000</td></tr><tr><td>4</td><td>層 280,001から300,000まで</td><td>1,800</td></tr><tr><td>5</td><td>の 300,001から320,000まで</td><td>3,400</td></tr><tr><td>6</td><td>者 320,001から340,000まで</td><td>4,700</td></tr><tr><td>7</td><td>を 340,001から360,000まで</td><td>5,800</td></tr><tr><td>8</td><td>除 360,001から380,000まで</td><td>7,500</td></tr><tr><td>9</td><td>き 380,001から400,000まで</td><td>9,100</td></tr><tr><td>10</td><td>対 400,001から420,000まで</td><td>10,800</td></tr><tr><td>11</td><td>象 420,001から440,000まで</td><td>12,500</td></tr></table>		対象収入額等による階層区分		徴収金の基準月額（単位 円）	階層区分	定義（単位 円）	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（単給世帯に係る者を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。）の受給者（以下「被保護者等」という。）	0	2	1 270,000以下	0	3	階 270,001から280,000まで	1,000	4	層 280,001から300,000まで	1,800	5	の 300,001から320,000まで	3,400	6	者 320,001から340,000まで	4,700	7	を 340,001から360,000まで	5,800	8	除 360,001から380,000まで	7,500	9	き 380,001から400,000まで	9,100	10	対 400,001から420,000まで	10,800	11	象 420,001から440,000まで	12,500
対象収入額等による階層区分		徴収金の基準月額（単位 円）																																							
階層区分	定義（単位 円）																																								
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（単給世帯に係る者を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。）の受給者（以下「被保護者等」という。）	0																																							
2	1 270,000以下	0																																							
3	階 270,001から280,000まで	1,000																																							
4	層 280,001から300,000まで	1,800																																							
5	の 300,001から320,000まで	3,400																																							
6	者 320,001から340,000まで	4,700																																							
7	を 340,001から360,000まで	5,800																																							
8	除 360,001から380,000まで	7,500																																							
9	き 380,001から400,000まで	9,100																																							
10	対 400,001から420,000まで	10,800																																							
11	象 420,001から440,000まで	12,500																																							

	12	収	440,001から460,000まで	14,100
	13	入	460,001から480,000まで	15,800
	14	額	480,001から500,000まで	17,500
	15	が	500,001から520,000まで	19,100
	16	次	520,001から540,000まで	20,800
	17	の	540,001から560,000まで	22,500
	18	区	560,001から580,000まで	24,100
	19	分	580,001から600,000まで	25,800
	20	に	600,001から640,000まで	27,500
	21	該	640,001から680,000まで	30,800
	22	当	680,001から720,000まで	34,100
	23	す	720,001から760,000まで	37,500
	24	る	760,001から800,000まで	39,800
	25	も	800,001から840,000まで	41,800
	26	の	840,001から880,000まで	43,800
	27		880,001から920,000まで	45,800
	28		920,001から960,000まで	47,800
	29		960,001から1,000,000まで	49,800
	30		1,000,001から1,040,000まで	51,800
	31		1,040,001から1,080,000まで	54,400
	32		1,080,001から1,120,000まで	57,100
	33		1,120,001から1,160,000まで	59,800
	34		1,160,001から1,200,000まで	62,400
	35		1,200,001から1,260,000まで	65,100
	36		1,260,001から1,320,000まで	69,100
	37		1,320,001から1,380,000まで	73,100
	38		1,380,001から1,440,000まで	77,100
	39		1,440,001から1,500,000まで	81,100
	40		1,500,001以上	次の式により算定した額（当該額に100未満の端数があるときは、

			これを切り捨てる。)
			(対象収入額－1,500,000) ×0.9
			÷12＋81,100

イ 扶養義務者

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			徴収金の基準月額（単位 円）
階層 区分	定義（単位 円）		
A	被保護者等		0
B	A階層の者を除き当該年度分の市町村民 税が非課税の者		0
C 1	A階層又は B階層の者	当該年度分の市町村民税のう ち均等割のみ課税の者	2, 200
C 2	を除き前年 分の所得税 が非課税の 者	当該年度分の市町村民税のう ち所得割が課税の者	3, 300
D 1	A階層又は	15, 000以下	4, 500
D 2	B階層の者	15, 001から40, 000まで	6, 700
D 3	を除き前年	40, 001から70, 000まで	9, 300
D 4	分の所得税	70, 001から183, 000まで	14, 500
D 5	が課税の者	183, 001から403, 000まで	20, 600
D 6	であって、	403, 001から703, 000まで	27, 100
D 7	その所得税	703, 001から1, 078, 000まで	34, 300
D 8	の額の区分	1, 078, 001から1, 632, 000まで	42, 500
D 9	が次の額で	1, 632, 001から2, 303, 000まで	51, 400
D 10	あるもの	2, 303, 001から3, 117, 000まで	61, 200
D 11		3, 117, 001から4, 173, 000まで	71, 900
D 12		4, 173, 001から5, 334, 000まで	83, 300
D 13		5, 334, 001から6, 674, 000まで	95, 600

D 14	6, 674, 001以上	介護給付費等基準額
------	---------------	-----------

(2) 第 5 条 第 2 号 に 掲 げ る 場 合

ア 被措置者

対象収入額等による階層区分			徴収金の基準月額（単位　円）
階層 区分	定義（単位　円）		
1	被保護者等		0
2	階 層 の 者 を 除 き 対 象 収 入 額 区 分 が 次 の 区 分 に	270,000以下	0
3		270,001から280,000まで	500
4		280,001から300,000まで	900
5		300,001から320,000まで	1,700
6		320,001から340,000まで	2,300
7		340,001から360,000まで	2,900
8		360,001から380,000まで	3,700
9		380,001から400,000まで	4,500
10		400,001から420,000まで	5,400
11		420,001から440,000まで	6,200
12		440,001から460,000まで	7,000
13		460,001から480,000まで	7,900
14		480,001から500,000まで	8,700
15		500,001から520,000まで	9,500
16		520,001から540,000まで	10,400
17		540,001から560,000まで	11,200
18		560,001から580,000まで	12,000
19		580,001から600,000まで	12,900
20		600,001から640,000まで	13,700
21		640,001から680,000まで	15,400
22		680,001から720,000まで	17,000
23	720,001から760,000まで	18,700	

24	該 当 す る も の	760,001から800,000まで	19,900
25		800,001から840,000まで	20,900
26		840,001から880,000まで	21,900
27		880,001から920,000まで	22,900
28		920,001から960,000まで	23,900
29		960,001から1,000,000まで	24,900
30		1,000,001から1,040,000まで	25,900
31		1,040,001から1,080,000まで	27,200
32		1,080,001から1,120,000まで	28,500
33		1,120,001から1,160,000まで	29,900
34		1,160,001から1,200,000まで	31,200
35		1,200,001から1,260,000まで	32,500
36		1,260,001から1,320,000まで	34,500
37		1,320,001から1,380,000まで	36,500
38		1,380,001から1,440,000まで	38,500
39		1,440,001から1,500,000まで	40,500
40		1,500,001以上	次の式により算定した額（当該額に100未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） （対象収入額－1,500,000）×0.9 ÷12÷2＋40,500

イ 扶養義務者

税額等による階層区分		徴収金の基準月額（単位 円）
階層区分	定義（単位 円）	
A	被保護者等	0
B	A階層の者を除き当該年度分の市町村民税が非課税の者	0

C 1	A 階層又は B 階層	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100
C 2	の者を除き前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600
D 1	A 階層又は B 階層	15,000以下	2,200
D 2		15,001から40,000まで	3,300
D 3	の者を除き前年分の所得税	40,001から70,000まで	4,600
D 4		70,001から183,000まで	7,200
D 5	の所得税	183,001から403,000まで	10,300
D 6	が課税の	403,001から703,000まで	13,500
D 7	者であつて、その	703,001から1,078,000まで	17,100
D 8		1,078,001から1,632,000まで	21,200
D 9	所得税の	1,632,001から2,303,000まで	25,700
D 10	額の区分	2,303,001から3,117,000まで	30,600
D 11	が次の額	3,117,001から4,173,000まで	35,900
D 12	であるもの	4,173,001から5,334,000まで	41,600
D 13		5,334,001から6,674,000まで	47,800
D 14		6,674,001以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

(3) 第 5 条 第 3 号 に 掲 げ る 場 合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		1 月 当 た	徴 収 金 の 基 準 額 （ 単 位 円 ）			
階 層	定 義 （ 単 位 円 ）	り の 徴 収	居 宅 介 護 、	重 度 訪 問	短 期 入 所	共 同 生 活
区 分		金 の 額 の	同 行 援 護	介 護 30 分	1 日 当 た	援 助 1 月
		上 限 額	又 は 行 動	当 た り	り	当 た り
		（ 単 位	援 護 30 分			
		円 ）	当 た り			

	A		被保護者等	0	0	0	0	0
	B		A階層の者を除き当該年度分の市町村民税が非課税の者	0	0	0	0	0
	C 1	A階層又はB階層の者を除	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	50	50	100	1,100
		き前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	100	200	1,600
	D 1	A階層	15,000以下	2,200	150	150	300	2,200
	D 2	又はB階層の	15,001から40,000まで	3,300	200	200	400	3,300
	D 3	者を除き前年	40,001から70,000まで	4,600	250	250	600	4,600
	D 4	分の所得税が	70,001から183,000まで	7,200	300	300	1,000	7,200
	D 5	課税の者であ	183,001から403,000まで	10,300	400	400	1,400	10,300
	D 6	って、その所	403,001から703,000まで	13,500	500	500	1,800	13,500
	D 7	得税の額の区	703,001から1,078,000まで	17,100	600	600	2,300	17,100
	D 8	分が次の額で	1,078,001から1,632,000まで	21,200	800	800	2,800	21,200
	D 9	あるもの	1,632,001から2,303,000まで	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700

D 10	2, 303, 001から 3, 117, 000まで	30, 600	1, 200	1, 200	4, 100	30, 600
D 11	3, 117, 001から 4, 173, 000まで	35, 900	1, 400	1, 400	4, 800	35, 900
D 12	4, 173, 001から 5, 334, 000まで	41, 600	1, 600	1, 600	5, 500	41, 600
D 13	5, 334, 001から 6, 674, 000まで	47, 800	1, 900	1, 900	6, 400	47, 800
D 14	6, 674, 001以上	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額

備考

- 1 これらの表（別表第 1 号アの表、同号イの表、別表第 2 号アの表、同号イの表及び別表第 3 号の表をいう。以下同じ。）において「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料その他の必要経費の額を控除した額をいう。
- 2 これらの表において「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第 2 号に規定する所得割（同法第314条の 7 及び第314条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 これらの表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年 6 月25日付け障発0625第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により計算された所得税の額をい

	<u>う。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</u> <u>(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</u> <u>ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金</u> <u>イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）</u> <u>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項</u> <u>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</u> <u>4 これらの表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。</u> <u>5 別表第1号イの表を適用した場合の扶養義務者の徴収金の額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超えるときは、当該得た額を扶養義務者の徴収金の額とする。</u> <u>6 これらの表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた支援法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は支援法第70条第2項において準用する支援法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。</u> <u>7 別表第2号イの表を適用した場合の扶養義務者の徴収金の額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超えるときは、当該得た額を扶養義務者の徴収金の額とする。</u> <u>8 別表第3号の表の規定を適用する場合において、行動援護を利用する1日当たりの時間が7時間30分を超えるときは、同号の表に定める行動援護30分当たりの額に16を乗じて得た額を、行動援護1日当たりの額として徴収する。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後に提供される障害福祉サービス（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に係る徴収金の額及び同日以後に行われる入所等（同条第2項の規定に基づき行われる入所又は入院をいう。以下同じ。）に係る徴収金の額について適用し、同日前に提供された障害福祉サービスに係る徴収金の額及び同日前に行われた入所等に係る徴収金の額については、なお従前の例による。

神戸市告示第296号

「王子公園駐車場事前予約」事業に伴う駐車場使用料徴収に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4-13
復建調査設計株式会社 大阪支社
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
王子公園駐車場使用料
- 3 指定納付受託者との指定期間
令和7年9月16日から令和8年1月31日まで
- 4 指定日
令和7年9月16日

神戸市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子浜1号 線	神戸市垂水区西舞子1丁目 2093番1地先から	新	13.00	5.40
		神戸市垂水区西舞子1丁目 2093番1地先まで	旧	13.00	4.70

神戸市告示第298号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年8月5日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和7年8月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年8月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和7年8月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年8月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年8月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 3台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和7年8月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年8月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年8月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第299号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月2日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月5日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 1 台	令和7年8月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月8日	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月9日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 60 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月18日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 3 台	令和7年8月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月27日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 1 台	令和7年8月29日	

令和7年9月24日 神戸市公報第3929号

兵庫県湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月4日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月6日
	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月9日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月14日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 32 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月15日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月19日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 1 台	令和7年8月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月22日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月25日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和7年8月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 1 台	
	駐輪場内	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 19 台 原動機付自転車 1 台	令和7年8月29日

神戸市告示第300号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250005	令和7年9月2日 (令和7年3月23日から令和12年3月22日までに支出された寄附金)	NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ 代表理事 正井 禮子 神戸市中央区元町通6丁目7番9号秋毎ビル1階

令和7年9月24日 神戸市公報第3929号

神戸市告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、小東台東自治会、神戸北町桂木4丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	小東台東自治会	神戸北町桂木4丁目自治会
主たる事務所	神戸市垂水区小東台東9番14号	神戸市北区桂木4丁目2番地の50
代表者の氏名	本田 直樹	米田 潤也
代表者の住所	神戸市垂水区小東台東9番12号	神戸市北区桂木4丁目2番地の50

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 小東台東自治会

令和6年5月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	宇都 浩史	丸井 宣明
代表者の住所	神戸市垂水区小東台東868番1456	神戸市垂水区小東台東3番3号

令和7年5月18日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	丸井 宣明	本田 直樹
代表者の住所	神戸市垂水区小東台東3番3号	神戸市垂水区小東台東9番12号

(2) 神戸北町桂木4丁目自治会

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区桂木4丁目1番地の53	神戸市北区桂木4丁目2番地の142
代表者の氏名	辻 満人	宮田 洋介
代表者の住所	神戸市北区桂木4丁目1番地の53	神戸市北区桂木4丁目2番地の142

令和6年4月28日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区桂木4丁目2番地の142	神戸市北区桂木4丁目2番地の54
代表者の氏名	宮田 洋介	新田 愛
代表者の住所	神戸市北区桂木4丁目2番地の142	神戸市北区桂木4丁目2番地の54

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区桂木4丁目2番地の54	神戸市北区桂木4丁目2番地の50
代表者の氏名	新田 愛	米田 潤也
代表者の住所	神戸市北区桂木4丁目2番地の54	神戸市北区桂木4丁目2番地の50

神戸市告示第302号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	辞退年月日
神戸スイミー皮膚科美容外科	神戸市中央区相生町 3 丁目 1 番 2 号	令和 7 年 9 月 6 日
神戸セントレース歯科・矯正歯科	神戸市中央区三宮町 1 丁目 4 番 3 号	令和 7 年 9 月 6 日

神戸市告示第303号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
宮川 典丈（灘六甲整骨院）	宮川 典丈	神戸市灘区森後町 3 丁目 5 番 4 3 号	令和 7 年 8 月 5 日
荒井 正隆（須磨板宿整骨院）	荒井 正隆	神戸市須磨区前池町 3 丁目 1 番 1 0 号	令和 7 年 8 月 1 日

神戸市告示第 304 号

次の指定を受けた施術者について，生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により，当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので，生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新) 白川 貴俊 (整骨院 響)	白川 貴俊	神戸市垂水区学が丘 4 丁目 10 番 38 号	令和 5 年 6 月 1 日
(旧) 白川 貴俊 (まはろ 整体整骨院)			

神戸市告示第305号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
晋栄福社会診療所	神戸市垂水区高丸 6 丁目 7 番 2 号	令和 3 年 12 月 31 日
訪問看護ステーション 舞子台	神戸市垂水区舞子台 7 丁目 2 番 1 号	令和 7 年 9 月 30 日

神戸市告示第306号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
佐々木DENTAL OF F I C E大丸須磨院	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号	令和 7 年 7 月 1 日
医療法人慈修会 青木医院	大阪府大阪市都島区東野田 町 2 丁目 2 番 2 1 号	平成 19 年 1 月 1 日
日本調剤 東灘薬局	神戸市東灘区青木 1 丁目 2 番 3 4 号	令和 7 年 9 月 1 日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年9月10日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マルアイ長田店

神戸市長田区大道通2丁目11番1ほか

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

出入口の数	位置
出入口1か所	敷地西側
入口1か所	敷地北側
出口1か所	敷地北東側
合計3か所	—

（変更後）

出入口の数	位置
出入口1か所	敷地西側（位置変更）
入口1か所	敷地北側
出口1か所	敷地北東側
合計3か所	—

3 変更の年月日

令和7年9月1日

4 変更の理由

事業計画の変更のため

5 届出年月日

令和7年8月29日

6 縦覧期間

令和7年9月10日から令和8年1月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年9月10日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロイヤルホームセンター東灘魚崎
神戸市東灘区魚崎西町2丁目3番24号

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の種類	位置	収容台数
建物外平面駐車場① (自走式)	建物北側	20 台
建物内駐車場② (自走式)	建物屋上	136 台
合計		156 台

(変更後)

駐車場の種類	位置	収容台数
建物外平面駐車場① (自走式)	建物北側	68 台
建物内駐車場② (自走式)	建物屋上	68 台
合計		136 台

3 変更の年月日

令和8年4月23日

4 変更の理由

駐車需要に即した台数とするため

5 届出年月日

令和7年8月22日

6 縦覧期間

令和7年9月10日から令和8年1月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月12日

神戸市長 久元 喜造

1 建築協定の名称

研究学園4団地建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区学園西町2丁目5番地の1 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定によりフォリア西神南建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町潤和字向井1666番1、1667番1、1668番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社 勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

許可番号

令和6年12月10日 第8226号

（変更許可 令和7年7月30日 第2233号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区湊山町13番1の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市山科区柳辻中在家町8番地1

株式会社メルディアDC

代表取締役 田中 一也

許可番号

令和6年11月8日 第8223号

（変更許可 令和6年12月13日 第2181号

変更許可 令和7年8月20日 第2236号）

身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月24日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第6号

身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年交規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第6条の3 [略] (敬老割引定期券の発売等)	第1条～第6条の3 [略] (敬老割引定期券の発売等)
第7条 [略]	第7条 [略]
<u>2 敬老割引定期券は、定期券発売所 または定期券自動発売機において発 売する。</u>	
<u>3 敬老割引定期券を購入しようとする 者は、敬老優待乗車証を提示し、敬 老割引定期券購入申込書により申し 込むものとする。ただし、定期券自動</u>	<u>2 敬老割引定期券を購入しようとする 者は、定期券発売所において敬老 優待乗車証を提示し、敬老割引定期</u>

<u>発売機で敬老割引定期券を購入する場合は、敬老割引定期券購入申込書の提出を省略することができるものとする。</u> <u>4 ～ 6</u> [略] （施行細目の委任） 第 8 条 [略]	券購入申込書により申し込むものとする。 <u>3 ～ 5</u> [略] （施行細目の委任） 第 8 条 [略]
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月11日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村上 雅彦

神戸市選告示第6号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和50年10月選告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（写真の掲載） 第33条 選挙公報には、候補者の写真を掲載する。この場合においては、第31条の申請書に候補者の無帽、正面向き、上半身の手札型写真で同一のもの2枚を添えなければならない。 2～3 【略】 （実費弁償及び報酬の最高額） 第45条 法第197条の2（実費弁償及	（写真の掲載） 第33条 選挙公報には、候補者の写真を掲載する。この場合においては、第31条の申請書に<u>当該選挙の期日前6箇月以内に撮影した</u>候補者の無帽、正面向き、上半身の手札型写真で同一のもの2枚を添えなければならない。 2～3 【略】 （実費弁償及び報酬の最高額） 第45条 法第197条の2（実費弁償及

び報酬の額）及び令第129条（実費弁償及び報酬の額の基準等）の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条（（自動車、船舶及び拡声機の使用））第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

ア、イ 【略】

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実

び報酬の額）及び令第129条（実費弁償及び報酬の額の基準等）の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条（（自動車、船舶及び拡声機の使用））第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

ア、イ 【略】

ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実

費額

オ 宿泊料（食料 2 食分を含む。）

1 夜につき 2 万 3,000 円

カ 弁当料 1 食につき 1,500 円

1 日につき 4,500 円

キ 茶菓料 1 日につき 1,000 円

(2) 【略】

(3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
第 1 号アからエまでに掲げる額

イ 宿泊料（食料を除く。） 1
夜につき 2 万円

(4) 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条（（自動車、船舶及び拡声機の使用））第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第 197 条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。） 1 人に対し支給することができる報酬の額

ア 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 1 万 5,000 円

費額

エ 宿泊料（食料 2 食分を含む。）

1 夜につき 1 万 2,000 円

オ 弁当料 1 食につき 1,000 円

1 日につき 3,000 円

カ 茶菓料 1 日につき 500 円

(2) 【略】

(3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第 1 号
ア、イ及びウに掲げる額

イ 宿泊料（食料を除く。） 1
夜につき 1 万円

(4) 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条（（自動車、船舶及び拡声機の使用））第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第 197 条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。） 1 人に対し支給することができる報酬の額

ア 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 1 万円

イ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき <u>2万円</u>	イ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき <u>1万5,000円</u>
--	---

第5号様式（選挙事務所設置・異動届出書）及び第9号の3様式（選挙運動用ビラの証紙）を次のように改める。

第5号様式

(選挙事務所設置・異動届書)

選挙事務所設置 異動届書 年 月 日 神戸市選挙管理委員会委員長 あて 何 選挙 候 補 者 (推薦届出者) 次のとおり選挙事務所を設置 異動したので届け出ます。				
選 挙 名	年 月 日執行 何選挙			
候 補 者				
旧事務所所在地 (設置届の場合は記入 不要)				
新 事 務 所	所 在 地			
	建 物 名 称		電話 番号	
設 置 異 動	年 月 日	年 月 日		
連 絡 責 任 者			電話 番号	

備考 1 設置又は異動のいずれか該当するものを○で囲むこと。

 2 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置、異動について候補者の承諾
 を得たことを証明する書面を添えること。また、この場合に推薦届出者が2人以上
 あるときは、あわせてその代表者であることを証明する書面も添えること。

 3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示
 又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提
 出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をすること。ただし、候補者本
 人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第9号の3様式(選挙運動用ビラの証紙)



備考 「第 号」は、候補者ごとに区分するものとする。

第13号の11様式（選挙運動用ビラ作成証明書）備考4(2)ア中「7円73銭」を「8円38銭」に、イ中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第13号の12様式（選挙運動用ポスター作成証明書）備考4(2)ア中「541円31銭」を「586円88銭」に、イ中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

第13号の17様式（選挙運動用ビラ作成に係る請求書）別紙請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）備考1ア中「7円73銭」を「8円38銭」に、イ中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第13号の18様式（選挙運動用ポスター作成に係る請求書）別紙請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に、(2)中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以

後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。